

## 市有地草刈業務委託 仕様書

### 1 業務内容

- (1) 委託者が維持管理する公共用地等に係る草刈、刈草搬出、処分に関する業務
- (2) 刈草の処分先は、酒田地区行政組合ごみ処理施設（広栄町）とし、搬出前に委託者に対し、運搬車両のナンバー及びおおよその搬入時間を連絡することによって、処理費を免除します。

### 2 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### 3 履行場所

酒田市遊摺部地内ほか8か所（別紙「酒田市有地草刈一覧表」のとおり）

### 4 委託料

委託料の支払いは、受託した指示業務を完了した都度とし、委託者は、正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に受託者に支払う。

### 5 委託業務の処理方法

- (1) 委託業務は、別紙「酒田市有地草刈一覧表」に示した場所及び時期に実施すること。
- (2) 受託者は、受託した指示業務を完了した後、作業報告書（作業前・中・後の現地写真を含む）を委託者に提出する。

### 6 再委託禁止の是非

受託者は、受託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、事前に委託者の書面による承認を得なければならない。

### 7 特記事項（個人情報保護等）

受託者及び従事者は、業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。この契約が満了し、若しくはこの契約を解除され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

8 受託者の責務

受託者は、業務の遂行に当たって関係法令を順守しなければならない。

9 その他

委託者が必要と認めるときは、受託者に対しこの業務に関する報告を求めることができる。

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義が生じた事項は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。